

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和5年9月29日

西脇市

第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 西脇市は、兵庫県の中央部やや東よりに位置し、日本標準時の基準である東経 135度線と日本列島を南北に切る北緯35度線が交わる経緯度交点が市内に存在する。気候は温暖で、本市の中央部を南北に貫流する県下最大の河川加古川に杉原川、野間川等が合流し、その河川沿いに平地が開け、生産性の高い良質田が分布している。本市の農業は、その立地条件を生かして水稻を主体として麦、大豆、野菜、畜産等の農業生産を展開してきており、水稻と転作作物を合理的に組み合わせた体系による集団営農と、水稻と畜産との複合経営を中心に行われてきた。

今後は、特に、このような集落営農組織を育成発展させ、水稻、麦、大豆の土地利用型農業を中心とした農業経営を行い、これに加え経営受託や基幹作業の受託等により生産性の向上を図る。

また、このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2 西脇市の農業構造については、農業従事者の多くが安定兼業農業者であり、兼業化率も90%と非常に高く、兼業農家の中でも地場産業である織物（播州織）を中心とした製造業との兼業が主であったが、長引く不況により若者を中心とした農業後継者となるべき者のサラリーマン化が進み、土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。また、こうした中で、農地の資産的保有傾向が強くなり、小規模分散型の農業経営者が大半となり、安定兼業農家から規模拡大志向農家への流動化はこれまで顕著な進展を見ないまま推移してきたが、最近になって兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

一方、集落営農や規模拡大志向の担い手農家が育っていない地区においては、農業従事者の高齢化及び減少に伴い、農地の遊休化や耕作放棄田等の増加が懸念され、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

3 西脇市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（おおむね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、西脇市及びその周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり450万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり1,800時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

4 新たに農業経営を営もうとする青年等については、西脇市及びその周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営において他産業従事者と均衡する年間総労働時間として、主たる従事者1人当たり1,800時間程度の水準を達成しつつ、生活に要する所得水準を勘案して、就農後おおむね5年後の経営の目標は、主たる従事者1人当たりおおむね200万円とする。青年等が、青年等就農計画に掲げた目標の速やかな達成を図るため、就農形態に応じた経営安定・地域定着までの一貫支援に取り組む。

5 西脇市は、将来の西脇市の農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、西脇市は、農業協同組合、農業委員会、農業改良普及センター等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、西脇市担い手育成総合支援協議会を設置し、地域の農業者等による協議の結果を踏まえ、市が定める地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）の下、効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、集落段階における農業の将来展望とそれを担う農業経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。さらに、望ましい経営を目指す農業者や集落及びこれら周辺農家に対して上記の西脇市担い手育成総合支援協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、（公社）ひょうご農林機構を核とした中間管理事業（農地バンク）

を一層活発化し、農地利用最適化推進委員による掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、農業集団や農用地利用改善団体を中心に集団的土地利用を目指しつつ、土地利用調整を全市的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

特に、近年、増加傾向にある遊休農地については、今後遊休農地となるおそれがある農地を含め、農業上の利用を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、農業上の利用の増進を図る農地については、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）等への利用集積を図るなど、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落のすべてにおいて、地域での話合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話合いを進めるに当たっては、認定農業者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。なお、これらの取組によってもなお担い手の確保が見込めない地域においては、企業等の農業生産法人以外の法人等による農業への新規参入の促進及び農地の有効利用の確保を図る。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、みのり農協農作業受託部会と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。併せて、複合型農業の経営展開を助長するため、農業改良普及センター等の指導の下に、ハウス栽培（施設園芸等含む）の作型、品種の改善による高収益化や新規作物の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農業生産法人等の組織経営体へ

の経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に
応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

さらに、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、西脇市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした農用地利用改善事業の実施に当たっても、当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

- 6 西脇市は、西脇市担い手育成総合支援協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催等を農業改良普及センターの協力を受けつつ行う。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営

の指標として、現に西脇市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、西脇市における主要な営農類型について、農業経営の指標を例示すると次のとおりである。

[個別経営体]

(農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻主体 水稻+大豆+作業受託	<作付面積等> 水稻 3 ha 大豆(黒) 1 ha 水稻作業受託 耕耘 5 ha 田植 5 ha 刈取り 7 ha <経営面積> 4 ha	<主な資本装備> トラクター(46ps、15ps) 2台 田植機(5条) 1台 自脱型コンバイン(4条) 1台 動力散粉機 1台 播種機(水稻) 1台 軽四貨物 1台 貨物自動車 1台 動力噴霧機 1台 管理機 1台 播種機(大豆) 1台 作業場兼収納舎(100㎡) 他 <その他> 乾燥調製はライスセンターを利用	・複式簿記により経営と家計との分離を図る ・青色申告の実施	・市場の休日等を考慮した休日制の導入 ・農閑期を利用した長期休暇制の導入 ・繁忙期における雇入れ等労働力の確保 ・経営主並びに家族不在時にも対応可能な臨時パートの確保
水稻+作業受託	<作付面積等> 水稻 4 ha 水稻作業受託 耕耘 7 ha 田植 7 ha 刈取り 7 ha <経営面積> 4 ha	<主な資本装備> トラクター(46ps、15ps) 2台 田植機(5条) 1台 自脱型コンバイン(4条) 1台 動力散粉機 1台 播種機 1台 軽四貨物 1台 貨物自動車(1t) 1台 作業場兼収納舎(100㎡)	・複式簿記により経営と家計との分離を図る ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・春秋の農繁期における臨時雇用従業員の確保 ・経営主並びに家族不在時にも対応可能な臨時パートの確保

		他 〈その他〉 乾燥調製はライスセンターを利用		
畜産主体 肥育牛＋ 水稲	〈飼育頭数等〉 肥育牛 70頭 水稲 2 ha 〈経営面積〉 2 ha	〈主な資本装備〉 畜舎(1,000㎡) 倉庫(150㎡) 堆肥舎(200㎡) トラクター(35ps) 1台 飼料攪拌機 1台 ダンプカー(2t) 1台 貨物自動車(2t) 1台 マニアスプレッダ(1.5t) 1台 ハーメーカー 1台 ヘーベラー 1台 タイヤショベル 1台 自脱型コンバイン(2条) 1台 田植機(4条) 1台 動力散粉機 1台 軽四貨物 1台 他 〈その他〉 乾燥調製はライスセンターを利用	・複式簿記により経営と家計との分離を図る ・青色申告の実施 ・パソコン通信等による市況の情報収集 ・肉用牛については、パソコン等の導入により各個体毎の収支管理	・自動給餌機の導入等省力化による休日制の導入 ・経営主並びに家族不在時にも対応可能な臨時パートの確保
乳用牛＋ 水稲	〈飼育頭数等〉 乳用牛 30頭 水稲 2 ha 〈経営面積〉 2 ha	〈主な資本装備〉 畜舎(460㎡) 倉庫(100㎡) 堆肥舎(100㎡) トラクター(35ps) 1台 飼料攪拌機 1台 ダンプカー(2t) 1台 貨物自動車 1台 マニアスプレッダ(1.5t) 1台	・複式簿記により経営と家計との分離を図る ・青色申告の実施 ・パソコン通信等による市況の情報収集	・自動給餌機の導入等省力化による休日制の導入 ・経営主並びに家族不在時にも対応可能な臨時パートの確保

		<p>ヘーメーカー 1台 ヘーベラー 1台 タイヤショベル 1台 自脱型コンバイン(4条) 1台 田植機(4条) 1台 動力散粉機 1台 軽四貨物 1台 他 <その他> 乾燥調製はライスセンターを利用</p>		
<p>野菜等主体</p> <p>水稲+野菜(含軟弱野菜)+作業受託</p>	<p><作付面積等> 水稲 2ha 露地野菜(キャベツ、ばれいしょ、たまねぎ)、軟弱野菜(こまつな、ほうれんそう、ねぎ) 0.6ha 水稲作業受託 耕耘 5ha 田植 5ha 刈取り 5ha <経営面積> 2.6ha</p>	<p><主な資本装備> トラクター(32ps) 1台 田植機(5条) 1台 自脱型コンバイン(4条) 1台 動力散粉機 1台 播種機(水稲) 1台 軽四貨物 1台 貨物自動車 1台 動力噴霧機 1台 管理機 1台 播種機(大豆) 1台 作業場兼収納舎(100㎡) ビニールパイプハウス(500㎡) 他 <その他> 乾燥調製はライスセンターを利用</p>	<p>・複式簿記により経営と家計との分離を図る ・青色申告の実施</p>	<p>・休日制の導入 ・春秋の農繁期における臨時雇用従業員の確保</p>
<p>ぶどう+水稲</p>	<p><作付面積等> ぶどう 40a</p>	<p><主な資本装備> ぶどう樹 100本</p>	<p>・複式簿記により経営と家計と</p>	<p>・休日制の導入 ・春秋の農繁期に</p>

	水稻 2 ha <経営面積> 2.6ha	果樹棚・防風施設 1 式 ジベ処理機 1 台 トラクター(32ps) 1 台 コンバイン(3 条) 1 台 田植機(4 条) 1 台 動力散粉機 1 台 ぶどうと共用分 軽四貨物 1 台 貨物自動車(2 t) 1 台 倉庫(100m ²)	の分離を図る ・青色申告の実 施	おける臨時雇用従 業員の確保
--	----------------------------	--	------------------------	-------------------

(注) 「個別経営体」とは、個人又は一世帯によって農業が営まれている経営体であって、他産業並みの労働時間で地域の他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を確保できる経営を行い得るものとし、各営農類型ごとの農業経営の指標について、その前提となる労働力構成は、標準的な家族農業経営を想定して、主たる従事者 1 人、補助従事者 2 人程度として示している。

[組織経営体]
(農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲主体				
水稲+大豆(黒)+作業受託	<作付面積等> 水稲 10ha 大豆(黒) 3ha 水稲作業受託 耕耘 10ha 田植 10ha 刈取り 10ha <経営面積> 13ha (主たる従事者 2人)	<主な資本装備> トラクター(46ps、15ps) 2台 田植機(5条) 1台 自脱型コンバイン(5条) 1台 動力散粉機 1台 播種機(水稲) 1台 貨物自動車(1t) 1台 動力噴霧機 1台 管理機 1台 播種機(大豆) 1台 <その他> 乾燥調製はライスセンターを利用	・経営体の体質強化のため、自己資金の充実を図る	・休日制、給料制の導入 ・春秋の農繁期における臨時雇用従業員の確保
水稲+小麦	<作付面積等> 水稲 10ha 小麦 5ha 水稲作業受託 耕耘 10ha 田植 10ha 刈取り 10ha <経営面積> 13ha (主たる従事者 2人)	<主な資本装備> トラクター(46ps、15ps) 2台 田植機(5条) 1台 自脱型コンバイン(5条) 1台 動力散粉機 1台 播種機(水稲) 1台 貨物自動車(1t) 1台 動力噴霧機 1台 管理機 1台 播種機 1台 <その他> 乾燥調製はライスセンターを利用	・経営体の体質強化のため、自己資金の充実を図る	・休日制、給料制の導入 ・春秋の農繁期における臨時雇用従業員の確保

(注) 1 組織経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並みの労働時間で地域の他産業従事者と遜色

ない生涯所得を確保できる経営を行い得るもの（例えば、農事組合法人、有限会社の他、農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの。）とする。

- 2 組織経営体においては、その前提となる労働力構成を主たる従事者の人数として記入するものとする。この場合、上記の経営指標で示された農業経営の所得目標は、主たる従事者が目標とする所得の額が第1で掲げた目標に到達することを基本とする。

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標としては、現に西脇市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、西脇市における主要な営農類型については、第2の効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標を参考とし、第1の4に示す目標を目指すものとする。

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

西脇市は、山田錦や黒田庄和牛などの農畜産物を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、農業改良普及センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用を推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、西脇市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事ともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 市が主体的に行う取組

西脇市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業改良普及センターや農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

なお、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

西脇市は、県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- (1) 県農業会議、県農地中間管理機構、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- (2) 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け

入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

西脇市は農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

また、農業を担う者の確保のため、関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、区域内において後継者がいない場合は、県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、県農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農地利用の効率的かつ総合的な利用に関する目標

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

西脇市において作成される地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集積、集約化を進めるため、担い手間の調整や基盤整備等を行い、市、農業委員会、農地中間管理機構等関係機関が一体となって農用地の利用調整に取り組み、分散錯圃の状況を解消し、担い手の農用地の集約化や集積面積の増加を図る。

また、中山間地域や担い手不足の地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たす経営体を含め新規就農の促進等を図る。

なお、上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占める面積シェア及び面的集積についての目標として示すと、おおむね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積についての目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積についての目標	備 考
面積のシェア：40% なお、面的集積については、農地利用集積円滑化事業を実施して、農用地の利用集積における面的集積の割合を高めていくことを目標とする	

- (注) 1 目標は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的作業（水稻については耕起、代かき、田植え、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。
- 2 目標年次はおおむね10年先とする。

2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

西脇市では、水稻を主体とした農業生産が展開されており、農用地の利用については認定農業者等を中心とした担い手への集積が進んでいるが、集積された農地は比較的分散しているため、効率的な作業が進まず、結果として労働時間や経費がかさむことになり、担い手が経営のコストダウンを図る上で課題となっている。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び認定農業者等への農用地の利用集積等の将来の農地利用のビジョン

西脇市では分散農地の解消策を通じ、担い手に面的に集積しなければ、担い手の経営が圧迫され経営改善に支障が生じ、大規模農家ですら大量に離農する可能性が高い。また、今後10年で離農等による農地の供給が考えられるものの、受け手の確保、戦略作物の導入等について適切な施策を講じなければ、遊休農地化が進み西脇市の基幹産業である農業に重大な支障を及ぼすおそれがある。

このため、市、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速するとともに、中山間地域や担い手不足地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体の新規就農促進を図るエリアや有機農業の団地化を図るエリア等の設定を促進するとともに、放牧利用や蜜源利用、省力栽

培による保全等の取組を進めることをもって、基幹産業である農業の振興を図る。

(3) 将来の農地利用ビジョン実現に向けた具体的な取組内容並びに関係機関及び関係団体との連携

西脇市の将来の農地利用のビジョンの実現を図るため、以下の施策等を積極的に推進することとする。

① 認定農業者、集落営農組織、法人等効率的かつ安定的な経営体の育成

② 地域の実情にあわせた多様な担い手の育成

③ 遊休農地解消のための基盤整備等の実施

④ ブロックローテーションの推進及び戦略的作物の導入

なお、これらの施策の円滑な推進のため関係機関との間で農地に係る情報提供の共有化を勧めるとともに、関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地利用集積円滑化団体、西脇市担い手育成総合支援協議会等による指導体制の整備を行う。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

西脇市は、兵庫県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第6「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」の基本的な取組に定められた方向に即しつつ、西脇市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

西脇市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

(1) 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

(2) 農用地利用改善事業の実施を促進する事業

(3) 農業協同組合が行う農作業の受託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

(4) その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の自然的、地形的特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

今後、圃場整備事業が実施される地区においては、圃場区画の大型化による高能率な生産基盤条件の形成を活かすため、農作業受委託事業や農用地集積を重点的に実施する。特に、担い手が連担的な条件下

で効率的な生産が行えるように努める。また、圃場整備事業が実施済みの地区においては、農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化する。このことによって、担い手不足の下で多発している遊休農地の解消に努める。

- 1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項
 - (1) 協議の場の開催時期
幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、農繁期を除いて設定する。
 - (2) 開催に係る情報提供の方法
市の公報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。
 - (3) 参加者
農業者、市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、県、その他の関係者とする。
 - (4) 協議すべき事項
協議の場においては、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。
 - (5) 相談窓口の設置
協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を産業振興課に設置する。
 - (6) 農業上の利用が行われる農用地等の区域
これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。
 - (7) 地域計画の策定の進め方
西脇市は、地域計画の策定に当たって、県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。
- 2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

- (1) 農用地利用改善事業の実施の促進
西脇市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。
- (2) 区域の基準
農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とする。
- (3) 農用地利用改善事業の内容
農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。
- (4) 農用地利用規程の内容
 - ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - ウ 農作業の効率化に関する事項
 - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担、その他農作業の効率化に関する事項
 - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標、その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。
- (5) 農用地利用規程の認定
 - ① (2)に規定する区域をその地域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、運用通知別記様式第6号の認定申請書を西脇市に提出して、農用地利用規程について西脇市の認定を受けることができる。
 - ② 西脇市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用

を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 西脇市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を西脇市の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないことを認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業生産法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 西脇市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

ウ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）において、実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）に対し、当該特定農業法人に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる旨定められていること。

④ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 西脇市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 西脇市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合、公益社団法人兵庫みどり公社、農地利用集積円滑化団体等の指導、助言を求めてきたときは、西脇市担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

西脇市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ① 農業協同組合その他の農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- ② 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ③ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- ④ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- ⑤ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- ⑥ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんや農地利用集積円滑化団体との調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

(3) 農業協同組合自らが委託を受けて農作業を行う取組等

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であ

るため、農作業受委託の推進に向けて農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

西脇市は、1から4までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

① 西脇市は、経営所得安定対策への積極的な取組によって、水稲作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。特に、転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連たん化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するように努める。

② 西脇市は、集落環境整備事業による農業生産基盤の増大と生産性の向上を図り、経営の合理化、近代化を図る。

また、この事業により市民のふれあいとやすらぎの場として、農村公園や親水公園等の整備、集落道の整備等の農村生活環境基盤整備を実施し、農村地域の定住化・活性化を図り、担い手の確保に努める。

③ 西脇市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

西脇市は、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地利用集積円滑化団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を協力を推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地利用集積円滑化団体は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、西脇市担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、西脇市は、このような協力の推進に配慮する。

第 6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成26年9月25日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和5年9月29日から施行する。